

# 世田谷区本庁舎等整備工事

## 入札説明書

令和2年9月  
世田谷区

## 目次

第1	入札の概要	1
1	趣旨	1
2	工事の概要	1
3	入札及び契約に係る条件	2
4	入札実施スケジュール	3
5	落札者決定方法	3
第2	入札手続き	4
1	入札参加資格確認の申請	4
2	現地確認	5
3	質疑応答（入札参加資格確認申請関係）	6
4	設計図書（詳細図）の提供	7
5	質疑応答（設計図書、入札手続き関係）	7
6	技術提案等の書類の提出	8
7	入札方法及び入札金額	9
8	工事費内訳書の提出	9
9	技術提案に係るヒアリング	10
10	開札	10
11	入札の辞退	10
12	入札結果等の公表	10
13	失格事由	10
14	関係会社の取扱い	11
第3	その他の条件等	12
1	入札保証金及び契約保証金	12
2	支払条件	12
3	現場代理人	13
4	配置予定技術者（監理技術者等）	13
5	責任の所在	13
6	その他	13
7	問合せ先	14

## 第1 入札の概要

### 1 趣旨

世田谷区本庁舎等整備工事（以下「本工事」という。）は、建築後 50 年以上を経過した世田谷区役所及び世田谷区民会館について、災害対策や区民サービス、環境性能など様々な機能の向上を図るため、実施するものです。

本工事は、現在の敷地内で長期間にわたり、庁舎機能を維持しながら、解体、建設を繰り返し、また、各工期で建設した免震建物を最終的に一つの建物として完成させる非常に難易度の高い工事であり、世田谷区では経験したことのない大規模な工事であることから、高い施工品質と建物性能の確保、地域経済への波及効果等を求めるものです。

本入札説明書は、これらの点を踏まえ世田谷区が本工事の施工者を募集及び選定するにあたり、必要な事項等を示すものです。本工事に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとします。

また、本入札説明書は一般競争入札公告及び世田谷区本庁舎等整備工事技術提案型総合評価方式実施要領（兼 落札者決定基準）（以下これらをあわせて「入札説明書等」という。）と一体のものであり、入札参加にあたってはこれらの記載事項を遵守し、遺漏のないようにしてください。

### 2 工事の概要

#### （1）工事件名

世田谷区本庁舎等整備工事

#### （2）履行場所

世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 外

#### （3）工期

全体工期 契約締結日から令和 9 年 1 0 月 1 5 日（金）まで

ただし、全体工期を 3 工期に分け、それぞれ以下の期限までに各工期に係る工事を完成するものとします。なお、技術提案により各工期の期限を変更する場合があります。

1 期工事 令和 5 年 1 1 月 1 0 日（金）まで

2 期工事 令和 8 年 1 月 1 6 日（金）まで

3 期工事 令和 9 年 1 0 月 1 5 日（金）まで

#### (4) 工事概要

	東棟	西棟
敷地面積	11,452.16 m <sup>2</sup>	10,537.51 m <sup>2</sup>
建築面積	6,357.04 m <sup>2</sup>	6,882.07 m <sup>2</sup>
延べ面積	36,472.88 m <sup>2</sup>	36,519.64 m <sup>2</sup>
階数	地下2階 地上10階 塔屋2階	地下2階 地上5階 塔屋1階
構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）	
最高高さ	40.71m	21.89m

#### (5) 世田谷区本庁舎等整備について

世田谷区本庁舎等整備に関するこれまでの経緯、世田谷区本庁舎等整備基本構想及び世田谷区本庁舎等整備基本設計等については世田谷区ホームページ「[本庁舎等整備について](#)」を参照してください。

### 3 入札及び契約に係る条件

(1) 本工事に係る予算配当及び世田谷区議会における議決を条件として、本入札の落札者と契約締結します。落札者決定後に仮契約を締結し、議決がなされた後に本契約を締結します。議会の議決が得られなかった場合、契約を締結することはできず、世田谷区は一切の費用を負担しません。

【契約締結予定日】令和3年5月20日（木）

(2) 入札手続きは「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」（以下「電子調達サービス」という。）を用いた電子入札によって行います。

(3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。

(4) 本件の契約には、世田谷区本庁舎等整備工事請負契約約款を適用します。

#### 4 入札実施スケジュール

入札公告から開札までのスケジュールは以下のとおりです。

日程	事項	備考
令和2年 9月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告</li> <li>・入札説明書等の公表</li> <li>・設計図書(一般図)の公表</li> </ul>	
9月7日(月)～ 10月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格確認申請の受付</li> </ul>	第2・1参照
9月7日(月)～ 9月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認の受付</li> </ul>	第2・2参照
9月7日(月)～ 9月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑受付 (入札参加資格確認申請関係)</li> </ul>	第2・3参照
9月17日(木)～ 9月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認</li> </ul>	第2・2参照
9月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑回答 (入札参加資格確認申請関係)</li> </ul>	第2・3参照
10月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格確認結果の通知</li> <li>・設計図書(詳細図)の提供</li> </ul>	第2・4参照
10月9日(金)～ 10月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑受付(設計図書、入札手続き関係【1回目】)</li> </ul>	第2・5参照
11月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑回答(設計図書、入札手続き関係【1回目】)</li> </ul>	第2・5参照
10月19日(月)～ 11月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑受付(設計図書、入札手続き関係【2回目】)</li> </ul>	第2・5参照
11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑回答(設計図書、入札手続き関係【2回目】)</li> </ul>	第2・5参照
令和3年 1月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案等の書類の提出期限</li> </ul>	第2・6参照
1月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書の提出期限</li> </ul>	第2・7参照
1月31日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案に係るヒアリング</li> </ul>	第2・9参照
2月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札</li> </ul>	第2・10参照

#### 5 落札者決定方法

本工事の落札者決定にあたっては、技術提案型総合評価方式を採用します。

詳細は世田谷区本庁舎等整備工事技術提案型総合評価方式実施要領(兼落札者決定基準)(以下「実施要領」という。)によります。

## 第2 入札手続き

### 1 入札参加資格確認の申請

#### (1) 入札参加資格要件

「一般競争入札公告 9」のとおり。

#### (2) 申請の方法

電子調達サービスにおいて、入札参加資格確認申請を行ってください。

申請の際、配置予定技術者の氏名及び監理技術者資格者証の交付番号を入力してください。(交付番号は頭ゼロ省略不可。)

また、(4)の提出書類を世田谷区財務部経理課契約係への持参又は郵送によって提出してください。郵送する場合は、期限までに必着するよう必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行ってください。

#### (3) 申請受付期間

令和2年9月7日(月)から10月2日(金)10時まで

#### (4) 提出書類

入札参加資格の確認のため以下の書類を提出してください。

書類の名称	様式	部数
入札参加資格確認申請書	様式A	1部
延べ面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の国又は地方公共団体の庁舎の新築工事の施工実績を証明する資料	—	1部ずつ
延べ面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の免震構造の建物の新築工事の施工実績を証明する資料	—	
500席以上の段床客席、音響設備、照明設備及び舞台設備をもつ多目的ホールの新築又は改修工事の施工実績を証明する資料	—	
ゆうパック伝票(着払) (設計図書の記録媒体送付用)	—	1部

※入札参加資格として必要な施工実績の詳細は「一般競争入札公告 9」を参照してください。

※提出された資料によって参加資格の確認ができない場合、追加資料の提出を求める場合があります。

※設計図書の記録媒体送付用としてあらかじめ送付先を記載の上、ゆうパック伝票(着払)を提出してください。または、提出書類の持参の際、伝票を用意しますので、その場で送付先を記載してください。

### (5) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認ができた者には、電子調達サービスにおいて「入札参加資格確認結果通知書」を送信します。

【送信日】令和2年10月9日（金）（予定）

### (6) 建設共同企業体（JV）で参加する場合の手続き

建設共同企業体（JV）で参加する場合は、代表構成員（第1順位）の事業者が電子調達サービスにおいて入札参加資格確認申請を行ってください。（入力する配置予定技術者は代表構成員（第1順位）の技術者とします。）

また、(4)に加えて以下の書類を提出してください。

書類の名称	様式	部数
建設共同企業体入札参加申請書	様式B	1部
建設共同企業体協定書（甲） （写し1部を含む。）	区ホームページ掲載	2JVの場合：3部 3JVの場合：4部
第2順位構成員の免震構造の建物の新築工事の施工実績を証明する資料	—	1部

※協定書の様式は世田谷区ホームページ「[入札案件情報](#)」に掲載のものによります。また、協定書は写し1部を除き、入札参加資格確認結果通知の際に返却します。

### (7) 入札参加における制限

- ① 入札参加者が単体企業である場合、他の参加者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできません。
- ② 入札参加者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の参加者である単体企業又はJVの代表構成員を含む構成員となることはできません。

## 2 現地確認

以下のとおり世田谷区本庁舎等の現地確認希望申請を受け付けます。

### (1) 現地確認ができる者

入札参加資格確認申請をする予定の者、入札参加資格確認申請をした者

※電子調達サービスで世田谷区の入札参加資格を有し、経営事項審査総合評定値及び建設業許可について、「一般競争入札公告 9」で示す単体企業又はJVの構成員いずれかの資格に該当する者に限ります。

### (2) 現地確認希望申請の提出方法

世田谷区財務部経理課契約係へ「現地確認希望申請書（様式C）」を電子メールの添付ファイル（Microsoft Excel形式）として送付してください。

※送信先メールアドレスは本入札説明書の末尾に記載しています。

※送信後に必ず世田谷区財務部経理課契約係へ電話連絡をし、電子メールの到達確認をしてください。

※電話等、口頭による希望申請はできません。

### (3) 現地確認希望申請受付期間

令和2年9月7日(月)から9月11日(金) 17時まで

### (4) 現地確認の日時

以下の期間内で世田谷区が指定した日時とします。

令和2年9月17日(木)から9月18日(金)まで

※時間は午前9時から午後5時までの間で概ね2時間程度とします。

### (5) その他

現地確認時には、質疑は受け付けません。

## 3 質疑応答(入札参加資格確認申請関係)

以下のとおり入札参加資格確認申請に係る質疑を受け付けます。

### (1) 質疑を提出できる者

入札参加資格確認申請をする予定の者、入札参加資格確認申請をした者

※電子調達サービスで世田谷区の入札参加資格を有し、経営事項審査総合評定値及び建設業許可について、「一般競争入札公告 9」で示す単体企業又はJVの構成員いずれかの資格に該当する者に限ります。

### (2) 質疑の対象とする内容

入札参加資格確認申請に関すること

※上記以外に関する質疑には回答しません。

### (3) 質疑の提出方法

世田谷区財務部経理課契約係へ「質疑書(様式D)」を電子メールの添付ファイル(Microsoft Excel形式)として送信してください。

※送信先メールアドレスは本入札説明書の末尾に記載しています。

※送信後に必ず世田谷区財務部経理課契約係へ電話連絡をし、電子メールの到達確認をしてください。

※電話等、口頭による質疑応答はできません。

### (4) 質疑受付期間

令和2年9月7日(月)から9月14日(月) 15時まで

### (5) 質疑回答

全ての質疑と回答を世田谷区ホームページにて公開します。

【回答日時】令和2年9月25日(金) 16時(予定)まで

※自らが質疑を提出していなくても、他の参加者による質疑への回答がある場合があります。

## (6) 質疑回答の取扱い

回答内容は、入札説明書等の追加又は修正として取り扱います。

## 4 設計図書（詳細図）の提供

入札参加資格が確認できた者に対して、記録媒体（DVD-Rを予定）をゆうパック（着払）により提供します。

【提供日】令和2年10月9日（金）到着（予定）

※到着後、その旨を世田谷区財務部経理課契約係に電話連絡により伝えてください。

## 5 質疑応答（設計図書、入札手続き関係）

以下のとおり設計図書及び入札手続きに係る質疑を受け付けます。

### (1) 質疑を提出できる者

入札参加資格確認通知を受けた者

### (2) 質疑の対象とする内容

設計図書及び入札手続き（実施要領に関することを含む。）に関すること

※上記以外に関する質疑には回答しません。

### (3) 質疑の提出方法

電子調達サービスで、「質疑書（様式E）」のファイル（Microsoft Excel形式）を添付することにより提出してください。

※送信後に必ず世田谷区財務部経理課契約係へ電話連絡をし、到達確認をしてください。

※電話等、口頭による質疑応答はできません。

### (4) 質疑受付期間

#### ① 1回目

令和2年10月9日（金）から10月19日（月）15時まで

#### ② 2回目

令和2年10月19日（月）15時から11月9日（月）15時まで

### (5) 質疑回答

電子調達サービスにおいて回答します。

【回答日時】

#### ① 1回目

令和2年11月2日（月）16時（予定）まで

#### ② 2回目

令和2年11月24日（火）16時（予定）まで

※自らが質疑を提出していなくても、他の参加者による質疑への回答がある

場合があります。必ず回答予定日時以後に回答状況を確認したうえで、入札書を提出してください。

**(6) 質疑回答の取扱い**

回答内容は、入札説明書等及び設計図書の追加又は修正として取り扱います。

**6 技術提案等の書類の提出**

以下のとおり技術提案等の書類を提出してください。詳細は実施要領を確認してください。

**(1) 提出期限**

令和3年1月13日（水）正午

**(2) 提出方法**

世田谷区財務部経理課契約係への持参又は郵送によって提出してください。郵送する場合は、期限までに必着するよう必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行ってください。

**(3) 提出書類**

評価点区分	提出書類の名称	様式	提出部数
—	技術提案書等提出届	様式1	1部
施工実績評価点	施工実績申告書 (事業者)	様式2-1	1部
	施工実績申告書 (配置予定技術者)	様式2-2	1部
	施工実績を証明する資料	—	1部
地域貢献評価点	地域貢献申告書	様式3	1部
技術提案評価点	技術提案書①	様式4	10部ずつ
	技術提案書②	様式5	
	技術提案書③	様式6	
	技術提案書④	様式7	
	技術提案書⑤	様式8	
	技術提案書⑥⑦	様式9	
—	ヒアリング出席者名簿	様式10	1部
—	上記の全ての電子データを保存したDVD-R	—	1枚

## 7 入札方法及び入札金額

### (1) 入札書の提出方法

入札書の提出は、必ず電子調達サービスで行わなければなりません。持参や郵送その他電子調達サービス以外の方法による提出は認められません。

### (2) 入札書の提出期限

令和3年1月29日（金）17時

※開札日時と異なりますのでご注意ください。

### (3) 入札金額

- ① 入札書には総価を入力してください。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、非課税となる費用の有無や消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入力してください。

### (4) 低入札価格調査制度

本件は、低入札価格調査制度の対象案件です。

以下の世田谷区ホームページに記載の要領及び調査マニュアルを必ずご確認の上、入札に参加してください。

- ・ [世田谷区低入札価格調査制度要領](#)
- ・ [低入札価格調査制度に係る調査マニュアル](#)

※失格基準価格の設定をしています。失格基準価格を下回る額の入札者は落札者となりませんので、ご注意ください。

## 8 工事費内訳書の提出

以下の方法で内訳書を提出してください。

### (1) 内訳書の内容及び形式

設計図書として添付した参考内訳書又はこれに準ずるものに設計数量、単位及び単価などの必要事項を記載したものを内訳書とします。

### (2) 提出期限・方法

入札書の添付データとして提出してください。

開札時に一旦保留し、内訳書の内容確認後、落札決定します。

※提出期限までに内訳書が提出されないとき又は提出された内訳書に不備があるときは、その入札書を無効とすることがあります。その場合は、次順位者の内訳書を同様に確認し落札決定します。

※以下の世田谷区ホームページに内訳書の取扱について公表しておりますの

で、必ず確認の上、入札に参加してください。

・ [入札金額の内訳書の提出に関する取扱](#)

※添付データ容量を超過した場合等、電子調達サービスでの提出ができないときは世田谷区財務部経理課契約係に連絡してください。

## 9 技術提案に係るヒアリング

技術提案に係るヒアリングを実施します。詳細は実施要領を確認してください。

【実施日時】令和3年1月31日（日）の世田谷区が指定した時間（予定）

## 10 開札

### （1）開札予定日時

令和3年2月1日（月）9時30分（予定）

### （2）落札者の決定方法等

価格点と技術評価点の合計により落札者を決定します。詳細は実施要領を確認してください。

なお、低入札価格調査制度に係る調査対象となった場合には別途連絡します。

## 11 入札の辞退

入札参加資格確認通知を受けた者が技術提案等の書類を提出しない場合又は入札書を提出しない場合は、入札書の提出期限までに電子調達サービスにおいて辞退届を提出してください。その際、辞退理由を記載してください。

## 12 入札結果等の公表

落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとします。

### （1）落札者

### （2）落札者を決定した理由

### （3）入札参加者の評価結果（価格点及び技術評価点の内訳を含む。）

## 13 失格事由

次の（1）～（5）に該当する場合は当該入札参加者を失格とし、入札は無効とします。

### （1）低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合（入札価格が失格基準価格未満であった場合を含む。）

- (2) 技術評価点について実施要領で示す失格基準に該当した場合
- (3) 入札参加資格確認通知後、落札者決定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
  - ・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
  - ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
  - ・入札参加資格がないことが判明した場合
  - ・入札参加資格確認申請の書類又は技術提案等の書類において虚偽の記載をした場合
- (4) 選定に関して自己を有利とする又は他の入札参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (5) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

#### 14 関係会社の取扱い

関係会社について複数の者の入札参加はできず、一者に限ることとします。  
(建設共同企業体（JV）の構成員としての参加も含む。)

なお、関係会社とは会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいうこととします。（「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き（2019年12月18日：第三十八版）」p.42～44を参照してください。）

## 第3 その他の条件等

### 1 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

免除します。

#### (2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付(これに代わる担保等を含む。)を求めます。

※契約保証金の納付に代えて世田谷区を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合の保険方式は、必ず「定額てん補」としてください。

### 2 支払条件

#### (1) 前払金

「第1・2 工事の概要」に示した工期ごとに以下の金額を限度として、前払金を支払います。

##### 【各工期の前払金支払限度額】

- 1 期工事 20 億円
- 2 期工事 20 億円
- 3 期工事 10 億円

※中間前払金の支払いは行いません。

#### (2) 部分払

部分払の時期及び回数は以下の範囲内とします。

なお、部分払の時期及び回数は工事の進捗や予算の状況により変更となる場合があります。

##### 【部分払の予定】

令和3年度から令和8年度まで各年度2回

##### 【部分払の額の算定方法】

部分払の額 ≤ 既済部分の代価 × { 9 / 10 - (当該工期における前払金額 / 当該工期に相応する契約金額) }

#### (3) 一部しゅん工に係る支払

「第1・2 工事の概要」に示した1期工事及び2期工事について一部しゅん工を行うものとし、各工期に係る部分の検査合格後、一部しゅん工に係る支払をします。

### 【一部しゅん工に係る支払額の算定方法】

$$\begin{aligned} \text{一部しゅん工に係る代価} &= \text{一部しゅん工指定部分に相応する契約金額} \\ &\quad - \text{当該工期における前払金額} \\ &\quad - \text{一部しゅん工指定部分に係る部分払金額} \end{aligned}$$

### 3 現場代理人

本工事を受注した者は、現場代理人を工事現場に常駐で配置してください。  
※現場代理人は監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）と兼任することができます。

### 4 配置予定技術者（監理技術者等）

本工事を受注した者は、以下の点に留意し必要な技術者を配置してください。

- (1) 監理技術者等を当該工事現場へ専任で配置しなければなりません。（営業所の専任技術者は不可です。）
- (2) 配置予定技術者は、入札の申し込みの日以前に3ヶ月以上雇用している者としてします。
- (3) 落札者決定後、契約締結の前後にかかわらず、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合として世田谷区が承認した場合を除き、配置予定技術者（配置技術者を含む。以下同じ。）の変更は認められません。世田谷区の承認のうえ配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。同等以上とみなす条件等については、実施要領を参照してください。

### 5 責任の所在

本工事の施工において、設計図書に関する責任は世田谷区及び設計者が負担し、技術提案内容に係る部分に関する責任は受注者が負担します。なお、世田谷区が当該提案の採用を認めることをもって受注者の責任が軽減又は免除されるものではありません。

### 6 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令や、世田谷区公契約条例（平成26年条例第27号）、世田谷区契約事務規則（昭和39年規則第4号）、入札参加者心得等を遵守しなければなりません。
- (2) 世田谷区の入札契約制度については世田谷区ホームページ「[要綱・要領及び基準](#)」を参照してください。

- (3) 世田谷区が不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため措置が必要と認められるとき、又は災害その他のやむを得ない事由が生じたときは、入札の中止、入札手続きの変更又は期日の延期等を行うことがあります。
- (4) 入札参加に係る費用は全て入札参加者の負担とします。
- (5) 入札参加資格確認申請の書類又は技術提案等の書類に虚偽がある等、入札参加者に明らかな悪質な行為があった場合、契約締結後であっても世田谷区は契約を解除することがあります。
- (6) 入札にあたって世田谷区から受領した資料は許可なく公表、使用はできません。
- (7) 提出された入札参加資格確認申請の書類及び技術提案等の書類（以下「提出された書類」という。）は返却しません。（建設共同企業体協定書を除く。）
- (8) 提出された書類は審査に必要な範囲で複製することがあります。
- (9) 提出された書類は世田谷区情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があります。

## 7 問合せ先

世田谷区財務部経理課契約係

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区役所第一庁舎2階（20番窓口）

電話 03（5432）2151

電子メールアドレス [SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

※なお、電子調達サービスの操作手順やパソコンの設定等に関することは下記のコールセンターにお問合せください。

【e-Tokyoコールセンター】

電話 0570（05）1090

受付時間 祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15

**【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内**

**この契約には、世田谷区公契約条例に基づき「労働報酬下限額」が適用されます。**

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

**【工事請負契約の場合】**

■労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和2年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）  
（下表のとおり）

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額：1時間当たり 1,348円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

**【工事以外の契約の場合】**（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

■労働報酬下限額：1時間当たり1,130円

【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145~2152・2435・2436 FAX:03-5432-3046